

生活援助員の派遣に要する費用について

厚真町高齢者共同福祉住宅では、入居者の方に対し、生活援助員を派遣して、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供しています。

入居者の方は、下記の費用負担基準表に基づき、生活援助員派遣に要する費用を負担していただきます。

費用負担基準表

入居者世帯の階層区分		入居者負担額 (1か月当たり)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の前年所得税年額9,600円以下の世帯	1,500円
D	生計中心者の前年所得税年額9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
E	生計中心者の前年所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
F	生計中心者の前年所得税年額42,001円以上の世帯	4,900円

ご不明な点がございましたら、厚真町役場住民課福祉グループ（電話：0145-26-7872）までお問い合わせください。